

温泉受湯権譲渡承認手順

2025 年 4 月現在

	現契約者（譲渡人）	新契約者（譲受人）	(株)小田急箱根
1	「温泉受湯権譲渡承認願書」に記入のうえ①土地・建物の登記事項証明書（所有権移転前）②会社・法人の登記事項証明書③会社案内、ホームページ資料とあわせて送付		
2			現契約者（譲渡人）からの資料を受領後、承認 ※承認まで約3ヶ月以上かかる場合があります
3		土地・建物所有権移転後【現契約者（譲渡人）⇒新契約者（譲受人）】の謄本を送付	
4			謄本を受領後、新契約者（譲受人）へ温泉受湯権譲渡承認に係る「諸経費内訳書」を送付
5		「諸経費内訳書」を受領後、(株)小田急箱根の指定口座へ譲渡承認料および給湯保証金を振込	
6			新契約者（譲受人）からの譲渡承認料および給湯保証金の振込確認後、「保証金預り証（原本）」を発行し送付
7			現契約者（譲渡人）の債務整理完了後、「給湯保証金預り証（原本）」の返送と「保証金返還願書」の届出を依頼
8	契約時に(株)小田急箱根が発行した「給湯保証金預り証（原本）」の返送、および「保証金返還願書」を記入のうえ送付		
9			「給湯保証金預り証（原本）」および「保証金返還願書」を受領後、現契約者（譲渡人）指定口座へ保証金を返還
10			温泉供給契約書を2部作成し、新契約者（譲受人）へ送付 ※契約締結日は毎月1日付となります
11		契約書に署名・押印後2部返送	
12			契約書に署名・押印後、契約書1部と「温泉受湯権譲渡承認書」を送付
	～ 手 続 き 終 了 ～		